

ビス現状を共有することができる。そのことは地域の福祉・保健・医療問題や課題について構成メンバーが共有することにつながりその解決のために「ともに考える」方向へと向かう環境づくりにつながるといえよう。

「ともに考える」ことから次第に「ともに働く」意識がうまれてくると協働関係形成へとシフトしていくことが可能であるといえるのである。もちろん「ともに考える」ことから協働関係へ必ずしも結びつくとは確言できない。しかし、地域の福祉問題・課題について「ともに考える」ことから進んで「ともに働く」協働関係に進むことは構成メンバーの職業倫理に求めると当然至るべき有り様であるといえるのではなかろうか。

A町の場合、調整会議の有り様を共同研究会にして福祉情報節を交換し共有を図っている。

共同研究会を重ねていくことは構成メンバー間に合意形成を重ねていくという状況や関係をスムーズにしていくことにもつながるといえる。さらに「ともに考える」ことに互いに努め、「ともに働く」ことの重要性について認識し、地域福祉問題解決に力を合せていく関係づくりに確かに機能しているといえる。ただし、いつまで共同研究会としてつづけていけるかという課題も残る。

3) A町の調整会議の運営における役割分担とソーシャルワーカーの役割について

まずA町は調整会議の主催については行政が担当している。具体的には消防署や警察署への参加勧誘や他地域からの見学者の受け入れなどを行政側が積極的に担っている。

そして調整会議の進行、まとめの司会役は在宅支援センターのソーシャルワーカーが担っている。在宅支援センターという職業の位置から地域の高齢者の状況、福祉サービス、福祉資源の現状について精通していることやソーシャルワーカーという位置、専門性により会議の進行中適切な時、適切な意見を表明できるといえる。さらに他構成メンバーの意見を適切に求める、促すことが可能であるといえる。したがって、会議そのものの活性化の役割を担っているといえる。

2. 結論

A町の調整会議の事例研究を考察することによって以下の4点が結論として導かれると考えられる。

- (1)調整会議の機能を従来の処遇困難ケース検討機能に限定することはもはや有意義ではない。
- (2)公的介護保険の施行に伴い調整会議の存続が危ぶまれているが、今後の地域の福祉向上のために調整会議の存続の意義を再検討する必要性がある。
- (3)公的介護保険制度の下では、調整会議の原理や手法に根本的な発想の転換が求められている。
- (4)調整会議は公私の協働関係を形成できる「場」としての物理的な条件を備えており、実質的にも公私協働の機能を有している。
- (5)調整会議という「場」をとおして構成メンバーが地域の福祉問題・課題を共有でき問題・課題解決に向けて協働していくように調整会議は新しい機能つまり「公私協働」の機能の場として転換していくことが要請されている。

以上の考察と結論に対して次において調整会議の今後の機能について提案を行うとともにその課題について述べることにする。

V. 高齢者サービス調整会議の機能の転換についての提案と課題

1. 調整会議の機能に対する提案

- 1) 調整会議の意義についての再検討の必要性
公的介護保険の施行を契機に調整会議自体の消滅の懸念を拭い切れない現時点において、まず調整会議の存続の意義について再検討することが必要であるといえよう。

調整会議は厚生省通知によって全国的に広まった活動であり、先駆的な地域を除いての地域にとっては自発的な出発というよりはどちらかというと他発的な出発であったといえる。従って、地域によってその意欲の濃淡は当然あったと考えられる。

しかしながら、ここ10年間地域の実務家の意欲によっては地域の高齢者の福祉のための幅広い